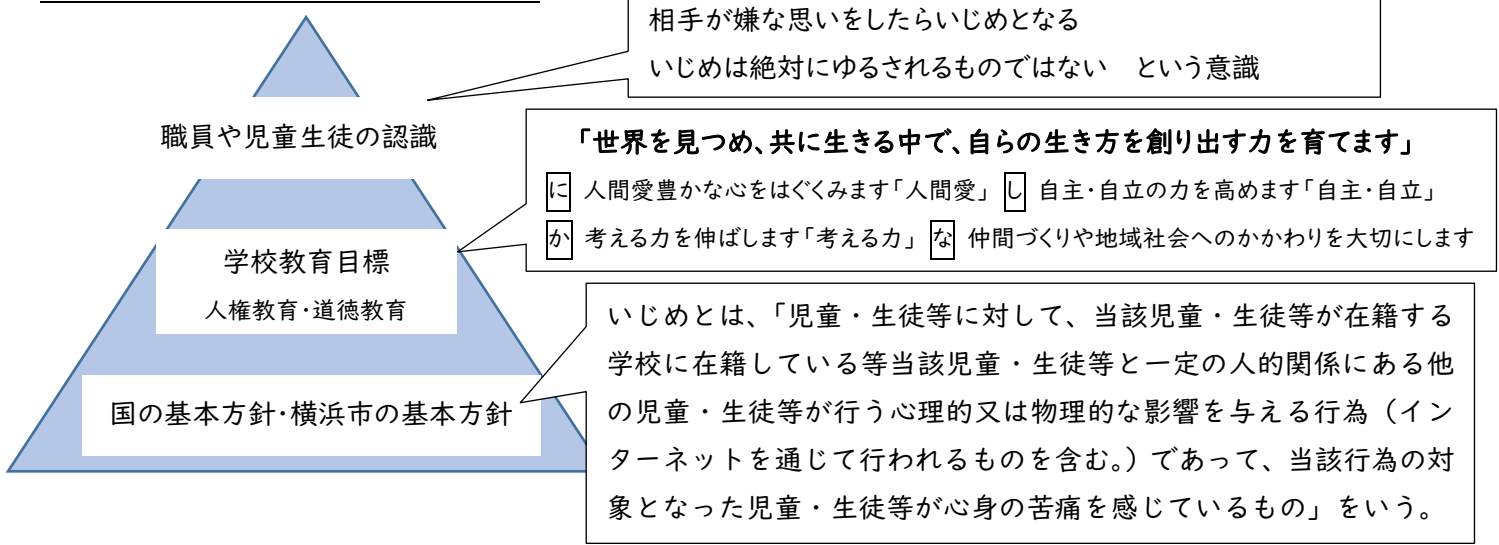


# 横浜市立義務教育学校西金沢学園いじめ防止基本方針

平成26年3月31日 策定

令和7年3月 改訂

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方



いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こりうる人権侵害であることを意識し

○いじめの未然防止 ○早期発見 ○適切な対処・措置 ○組織で対応 の 四つの視点を  
いじめ根絶に向けた指導の基本的な方向性としてします。

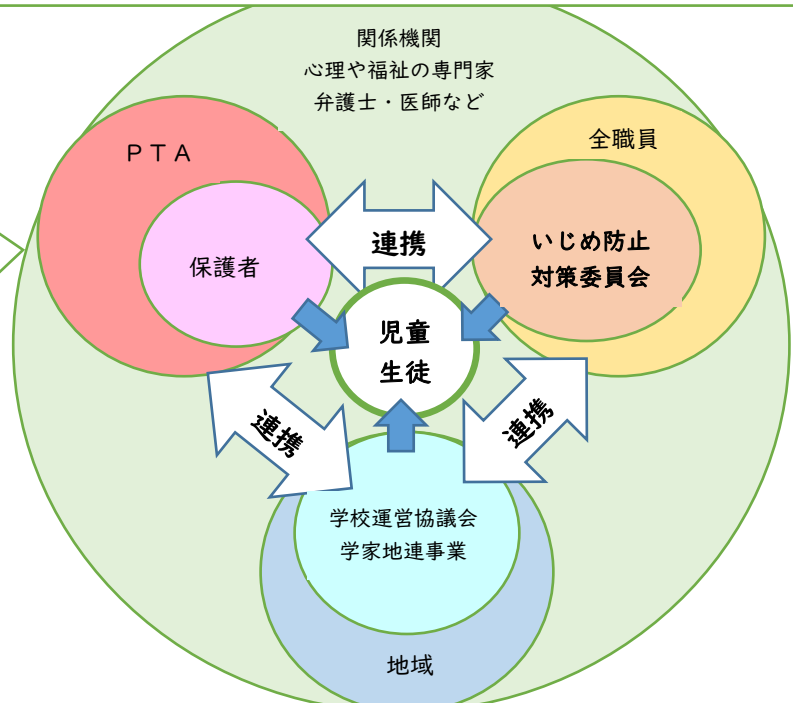
全職員でチーム力を生かし、人権尊重の醸成と人間性豊かな児童の育成に努めます。

## 2-1 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

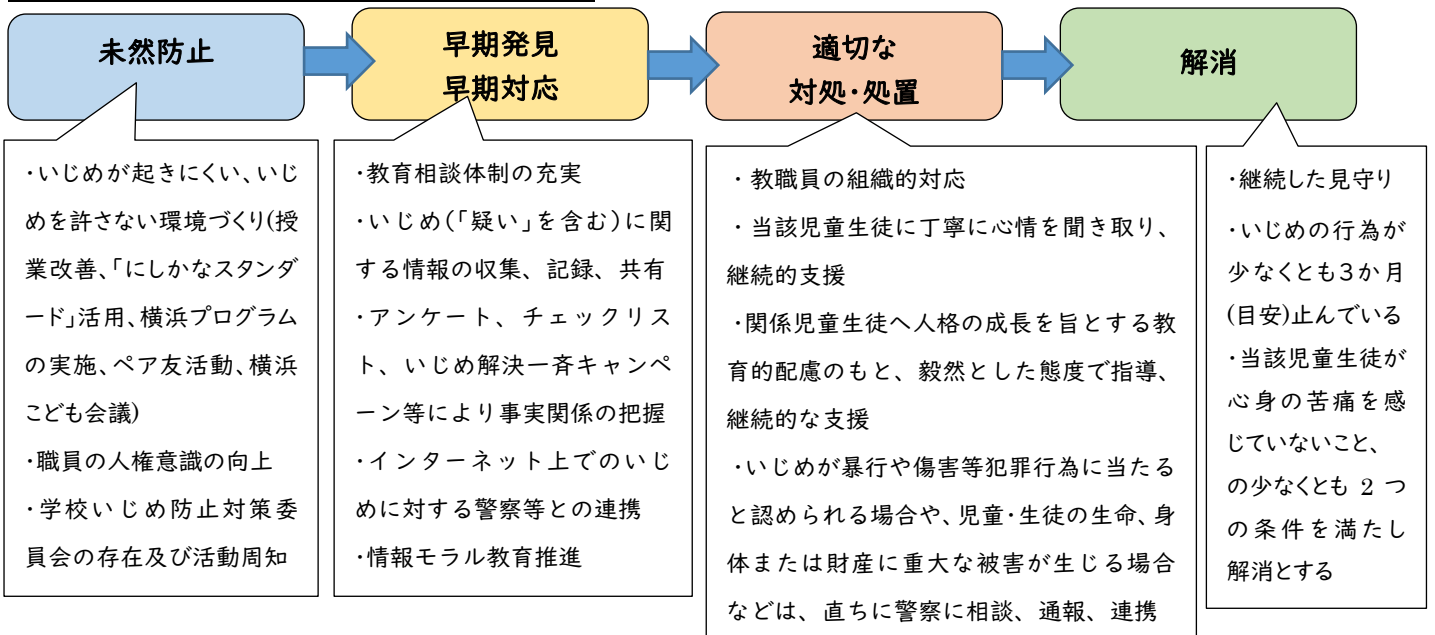
### 学校 いじめ防止 対策委員会

【学校いじめ防止対策委員会】…校長、副校長、児童支援・生徒指導専任、指導部児童生徒担当、養護教諭等で構成します。月に1回（定例会）、児童の実態把握、情報共有を行います。いじめの疑いがある段階で直ちに開催（臨時）し、早急に対応します。未然防止、早期発見・対応、適切な対処・処置について、組織的に取り組めるよう、中核となって判断や行動をします。

必要に応じて関係児童の担任、学年が加わります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理や福祉等の専門家の参加を求めるともあります。



### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処



#### 【取組の年間計画】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
児童生徒の実態把握・情報交換											
学校のきまりの確認	いじめ解決生活アンケート Y-P アセスメント	防犯教室	児童生徒理解研修			いじめ解決生活アンケート Y-P アセスメント	人権週間の取組				いじめ防止基本方針の見直し
懇談会や集会等で基本方針説明	家庭確認 学校説明会 学・家・地連で共有	学校運営協議会	個人面談				学校運営協議会 個人面談			学・家・地連で共有 学校運営協議会	学校運営協議会

### 4 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされています。

#### (1) 報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合は直ちに教育委員会に報告します。

#### (2) 調査・報告

学校は、「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点におき、客観的な事実関係を「調査」します。調査結果を教育委員会に報告し、教育委員会の指示がある場合は、その指示のもと対処していきます。

#### (3) 児童、保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を、関係者の個人情報や他の児童生徒に配慮し、報告します。

### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行い、措置を講じます(PDCA サイクル)。